
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会項目 **【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性投資の売却**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2026 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定する資本性投資の売却（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定（案）の概要をご説明し、当委員会事務局の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。なお、本資料中 AP の翻訳となっている箇所については、すべて ASBJ スタッフの仮訳である。

II. AP の概要**（要望書の背景及び概要）**

2. 委員会は、IFRS 第 9 号に従って資本性金融商品への投資を FVOCI で測定することを選択した場合に、当該投資の公正価値と当該投資の売却時（処分日）に受け取った対価との差額について、企業がどのように会計処理すべきかに関する要望書を受け取った（AP5 第 1 項）。
3. 当該要望書では、（FVOCI で測定することを選択した）資本性金融商品への投資の公正価値と処分日に受け取った対価との差額から生じる損益の会計処理について、次の 2 つの見解が示されている（AP5 第 8 項）。
 - （1）見解 1 － 企業は、当該差額を純損益で認識する。
 - （2）見解 2 － 企業は、当該差額をその他の包括利益（以下「OCI」という。）で認識する。

（情報要請の結果）

4. IASB スタッフは、会計基準設定主体国際フォーラムのメンバー、証券規制当局、大手会計事務所及び国際会計基準審議会（IASB）の金融商品諮問グループ（FICG）のメンバーに対して情報要請を行い、21 件の回答（各国基準設定主体から 8 件、会計事務所から 7 件、

証券規制当局のグループを代表する組織から 1 件及び FICG メンバーである作成者から 5 件) を受け取ったとされている。また、IASB スタッフは、これらの回答及びフィードバックは非公式な意見であり、回答者又はその所属組織の公式見解を必ずしも反映するものではないとしている (AP5 第 10 項及び第 12 項)。

公正価値と受取対価の差額が処分時に生じる状況の一般性

5. ほとんどの回答者は、公正価値と処分日に受け取った対価の差額が生じるケースは一般的ではない又は稀であると述べたとされている。他方、少数の回答者は、差額が生じることは一般的ではないものの、ブロックトレードなどの特定の状況において生じる可能性があるとして述べたとされている。その他の少数の回答者からは、当該回答者の法域においては、差額がより頻繁に生じる可能性があるとの回答があったとされている (AP5 第 13 項から第 15 項)。
6. また、差額が生じる可能性があるとして回答した回答者の多くは、当該差額に重要性はないと述べたとされている (AP5 第 16 項)。

影響を受ける者に重要性がある影響を及ぼす可能性がある IFRS 会計基準の適用における多様性

7. ほぼすべての回答者は、公正価値と処分日に受け取った対価との差額について、影響を受ける企業に重要性がある影響を及ぼす可能性がある IFRS 第 9 号の適用上の多様性は認識していないと回答したとされている。また、差額が生じるケースを認識している回答者の多くは、当該差額を OCI で認識する実務が一般的であると述べたとされている。さらに、重要性がある差額を観察していないと回答した多くの回答者は、当該差額を OCI で認識することを選好すると述べたとされている (AP5 第 17 項)。
8. 他方、ある基準設定主体は、当該回答者の法域では、実務において当該差額は純損益に認識されていると述べたとされている。また、ある会計事務所は、差額を純損益に認識する取扱いと整合的な見解を公表しているが、重要な差額が生じることは一般的ではないと述べたとされている (AP5 第 18 項)。

(IASB スタッフの分析)

9. 利害関係者に送付した情報要請の目的は、要望書がデュー・プロセス・ハンドブック (以下「ハンドブック」という。) 5.19 項(a)の「当該事項は広がりのある影響を有しているかどうか」の規準を満たすかどうかを把握することにあるとされている。このため、次の事項について検討を行うとされている (AP5 第 21 項)。

- (1) 提出された取引又は事実パターンは、一般性があるか、あるいは一般性があると見込まれるか。
 - (2) 当該取引又は事実パターンに対する IFRS 会計基準の適用において、影響を受ける者に重要性がある影響を与えているか又は影響を与えると見込まれる多様性又は予想される多様性があるかどうか。
10. IASB スタッフは、情報要請からの気付事項は次のことを示しているとしている（AP5 第 21 項）。
- (1) FVOCI で測定することを選択した資本性金融商品への投資について、処分日における公正価値と受取対価の差額が生じるケースは一般的ではない。ただし、特定の状況や取引においては、差額が生じる可能性がある。
 - (2) 当該差額について、特定の状況において重要となる可能性はあるものの、一般的に重要性はない。
 - (3) このような資本性金融商品への投資に対する IFRS 第 9 号の要求事項についての適用上の多様性はほとんど見受けられず、企業は一般的に当該差額を OCI で認識している。
11. したがって、IASB スタッフは、現時点で広範な影響を及ぼしているという証拠は得られておらず、ハンドブック 5.19 項(a)の規準を満たさないことから、ハンドブック 5.22 項に従い、提出された質問に対応するための基準設定プロジェクトは不要であるとされている（AP5 第 22 項）。

（IASB スタッフの提案）

12. IASB スタッフは、ハンドブック 5.19 項(a)の規準に基づく評価（本資料第 9 項から第 11 項）を踏まえ、基準設定プロジェクトを作業計画に追加せず、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しない決定を説明するアジェンダ決定（案）を公表することを提案している（AP5 第 24 項）。

III. 2026 年 9 月の IFRS-IC 会議の概要

（基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことについて）

13. 委員会のメンバーは、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないとする IASB スタッ

フの提案に賛成し、特段の異論は聞かれなかった。

14. 他方、オブザーバーである ESMA 及び IOSCO の代表者からは、適用上の多様性はほとんど見受けられないとの結論に懸念があり、現状では執行（Enforcement）が難しいとの意見が聞かれた。
15. 前項の意見に関連し、議長からは、アジェンダ決定（案）に寄せられたフィードバックから技術的な分析が必要であると判断された場合には、IASB スタッフが技術的な分析を行った上で、委員会において議論することになることが説明された。

（アジェンダ決定（案）の文案について）

16. AP では、次の内容をアジェンダ決定（案）に含めることが提案されている。
 - (1) フィードバックが示唆しているところでは、企業は、一般的に（generally）処分日における資本性金融商品への投資の公正価値と当該投資の処分時に受け取った対価との間の差額をその他の包括利益として認識している。
17. この点、2026 年 9 月の IFRS-IC 会議では、当該記述を含めることを支持する意見と委員会の技術的な結論と誤解されないように削除することがよいとの意見の両方が聞かれた。
18. 前項の意見に関して、IASB スタッフからは、本資料第 16 項(1)の記述は情報要請の結果を示すものであり、「一般的に（generally）」という表現を含めている点が強調された。また、当該記述は、委員会が問題を取り上げないとしても、現状を把握したいという利害関係者からの意見を踏まえた対応であることが説明された。

IV. アジェンダ決定（案）（仮訳）

19. 委員会後に公表されたアジェンダ決定（案）は、次のとおりである。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性投資の売却（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、企業が資本性金融商品に対する投資を IFRS 第 9 号に従ってその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した場合に、当該投資の公正価値と当該投資の売却時に受け取った対価との間の差額を、当該企業がどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

企業は IFRS 第 9 号の 5.7.5 項に従って資本性金融商品に対する投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した。企業はその後に当該投資を売却し、企業が当該投資に対して受け取った対価は当該投資の処分日現在の公正価値と異なる。

要望書は、企業は当該投資の処分日現在の公正価値と企業が当該投資の処分時に受け取った対価との間の差額を純損益又はその他の包括利益のどちらで会計処理するかを質問している。

発見事項及び結論

委員会が〔現在までに〕収集した証拠は、IFRS 第 9 号の要求事項の当該事実パターンへの適用において影響を受ける企業に対して重要性がある影響を与える可能性のある多様性はほとんどないことを示している。フィードバックが示唆しているところでは、企業は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品に対する投資について、一般的には当該投資の処分日現在の公正価値と企業が当該投資の処分時に受け取った対価との間の差額をその他の包括利益に認識している。

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は、要望に対処するための基準設定プロジェクトは必要ないと〔決定した〕。

以 上